

有効期間 30 年(令和 35 年 12 月 31 日まで)

令和 5 年 3 月 20 日

交通部各課・隊長
各警察署長 様

警察本部長
(交通企画課)

原動機を用いる乳母車に係る警察署長の確認について (通達)

道路交通法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 32 号)及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和 4 年内閣府令第 67 号。以下「改正府令」という。)の規定により、歩行補助車等に関する規定が整備され、令和 5 年 4 月 1 日から施行される
ところ、同日以降、改正府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。)第 1 条第 2 項第 1 号の規定に基づく原動機を用いる乳母車に係る警察署長の確認の
手続等について、下記のとおり運用するので、事務処理上誤りのないよう
にされたい。

なお、「原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認の一部改正について」(令和 3 年 2 月 4 日付け警察本部長通達)については、同日をもって廃止する。

1 申請及び確認の手続

(1) 申請の手続等

府令第 1 条第 2 項第 1 号に規定する確認(以下単に「確認」という。)は、車体の大きさの基準(同条第 1 項第 1 号に定める基準をいう。以下同じ。)に適合しない原動機を用いる乳母車の利用者から、所轄警察署長(同条第 2 項第 1 号に定める通行の場所を管轄する警察署長をいう。以下同じ。)に対し、別記様式第 1 の確認申請書の提出があった場合に行うものとする。

(2) 審査の方法

申請に係る利用者が原動機を用いる乳母車を特定の経路を通行させることその他の特定の
方法(以下「特定の通行方法」という。)により通行させることが、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、次の書類を提出させ、これらの書面の書面審査(これらの書面のみでは判断できない場合においては、当該書面審査並びに申請に係る乳母車及び特定の通行方法についての
実地調査)により確認の適否を判断するものとする。

ア 申請に係る乳母車を作成又は販売する者の作成に係る当該乳母車の車体の大きさ(長さ、幅及び高さ)を証する書面

イ 申請に係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する書面

(例) 申請に係る乳母車が通行する経路を示す見取図

(例) 見通しが悪い交差点等がある場合には、申請に係る乳母車の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある経路中の箇所において講じる安全措置（乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）が分かる書面

(3) 決裁

確認申請書を受理した警察署は、警部以上の階級にある者が確認証交付の適否を判断した上、副署長又は次長以上の決裁を受けるものとする。

(4) 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、別記様式第2の確認証（以下「確認証」という。）を交付するものとする。

(5) 本部報告

確認証を交付した際は、申請に係る書類及び確認証の写しを交通企画課企画第一係まで送付すること。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る乳母車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る乳母車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を交付先の警察署長に返納させるものとする。また、確認証の返納受理の際は、副署長又は次長以上の決裁を受けるものとする。

4 確認台帳の備え付け

確認申請書を受理した警察署長は、申請に係る利用者の氏名、住所及び乳母車の大きさ並びに確認証の交付・返納状況を管理するため、別記様式第3の確認台帳を備え付けるものとする。

5 運用上の留意事項

(1) 原動機を用いる乳母車で車体の大きさの基準に適合しないものは、当該乳母車を特定の通行方法によって通行させることで他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて所轄警察署長の確認を受けない限り、道路交通法（昭和35年法律第105号）上の歩行補助車等には該当しないことになることから、このような原動機を用いる乳母車を通行させている者を発見した場合には、速やかに所轄警察署長の確認を受けるよう指導すること。

(2) 従前、原動機を用いる小児用の車として、確認証の交付を受けている者から改めて確認申請書の提出を受け、又は当該者に対して確認証を交付する必要はないので、その旨留意すること。

(3) 県民に対し、確認手続きの趣旨及びその内容等を広報するとともに、利用者に対して交通事故防止について指導を徹底すること。

〔 本件担当
交通企画課企画第一係 XXXXXXXXXX 〕

別記様式第 1

<p>確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第 1 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、同号の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする原動機を用いる乳母車の利用者	住所
	氏名
確認を受けようとする原動機を用いる乳母車	乳母車の名称
	型式
	製品番号
	<p>大きさ</p> <p>長さ センチメートル</p> <p>幅 センチメートル</p> <p>高さ センチメートル</p>
特定の経路を通行させることその他の特定の通行方法の内容	

- 備考 1 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第2

7. 5	
第 号	交付 年 月 日
確 認 証	
<p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項第1号の規定に基づき、次の利用者が次の特定の通行方法により次の乳母車を通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことを確認する。</p>	
警察署長 印	
記	
1	利用者 住 所 氏 名
2	乳母車の概要 (1) 乳母車の名称 (2) 型式 (3) 製品番号 (4) 乳母車の大きさ 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
3	特定の通行方法の内容 (1) 経路 (2) その他
注意事項	
1 確認を受けた乳母車を道路で通行させる場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。	
2 確認を受けた乳母車の利用を止めた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。	

1
1
5

- 備考 1 利用者の氏名は、利用者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

